

平成21年度 【仙台】定期中央審査実施要項

1.期 日 平成21年7月3日(金)・4日(土)

2.会 場 『宮城県弓道場 / 宮城県武道館弓道場』... 仙台市太白区根岸町15-1 TEL022 - 249 - 1216
(道順) JR「仙台」駅下車, 市営地下鉄「富沢行き」に乗車, 「河原町」駅または「長町一丁目」駅下車後, 徒歩約10分。
JR「仙台」駅下車, タクシー利用で約10分。

3.審査日程・種別

月 日	開館	開始時間	種 別
7月3日(金)	8:00	9:00	八 段 ・ 教 士
7月4日(土)	8:00	9:00	六 段 ・ 七 段

4.受審資格 下記の条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	平成20年7月4日までの五段合格者
七 段	平成20年度【仙台】定期中央審査における六段合格者まで
八 段	平成20年度【仙台】定期中央審査における七段合格者まで
教 士	平成20年7月3日までの錬士昇格者

平成20年度【仙台】定期中央審査以降の八段第一次審査通過者には, 第一次審査を免除する。

5.審査方法

六段の部: 行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射: 第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科: 学科(筆記)試験を行う。

七段, 八段の部: 行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射: 第一次審査の通過者について, 第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文: 候補者に対し, 指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし, 審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部: 行射, 指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射: 第一次審査の通過者について, 第二次審査を行う。
- (2)指導力: 行射の第一次審査の通過者について, 指導に必要な識見, 教養及び実力を査定する。
- (3)論 文: 行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し, 指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし, 審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

- (1)方 法 所定用の紙により審査料を添えて, 所属地連へ申請すること。
- (2)締切日 平成21年5月12日(火) 締切厳守 県連締切 5月2日(土)
- (3)申込先: 〒101-0051東京都千代田区神田神保町2-40-11 横田ビル5F
(財)全日本弓道連盟 分室 「仙台定期中央審査係」宛
TEL 03 - 6273 - 2474 FAX 03 - 6273 - 2475

7.注意事項

- (1)申込書の申請には, 所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は, 必要事項を楷書で判りやすく, 明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は, 下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は, 審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は, 開始時刻までに会場へ集合し, 受付を済ませること。
- (5)受審者は, 全員和服を着用し, 必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は, 棄権したものとみなす。
- (7)八段第一次審査通過者は, 申込書上部に朱線を引き, 通過年月日を記入すること。
- (8)立射で受審する際は, 審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして, その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し, 地連会長の認証を受けて申し込むこと。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により, 以下の関係資料について下記取り扱いの旨, 承諾を得たものとする。

ただし, 下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては, 本人より不同意の申し出があった場合は, 公開を停止する。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名, 所属地連, 年齢, 既得の称号及び授与年月, 既得の段位及び認許年月, その他特記事項)
- (2)立順表への記載(氏名, 所属地連)
- (3)審査結果報告として, 加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名, 所属地連, 既得の称号または段位)

平成21年2月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 宮 城 県 弓 道 連 盟